



京丹後市地域防災計画 修正概要(案)

令和8年2月
京丹後市

計画の概要

目的

京丹後市地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、市防災会議条例に定める委員によって構成される「京丹後市防災会議」により作成する計画である。

この計画は、市内において災害の発生により生じる市民等の生命、身体及び財産等に対する脅威や損害を軽減するため、予防・応急対策・復旧・復興計画を定め、安全で安心して暮らせるまちの実現をめざすものである。

計画の修正

市地域防災計画は、災害対策基本法等の関係法令の改正による国や府の防災計画等との整合を図り、これまでから修正を加えてきている。

今回の修正は、京都府地域防災計画の改正及び京丹後市における防災施策等を踏まえた内容としている。

1 京都府地域防災計画の修正を踏まえた修正

(1) 在宅避難者等の情報の把握

【背景】

災害時において、避難所に避難するのではなく、自宅等で避難生活を選択する住民（在宅避難者、車中避難者等）がいる中、在宅避難者がどのような状況（生活、食事、健康状態等）にあるのか把握し、支援につなげる必要がある。

【内容】

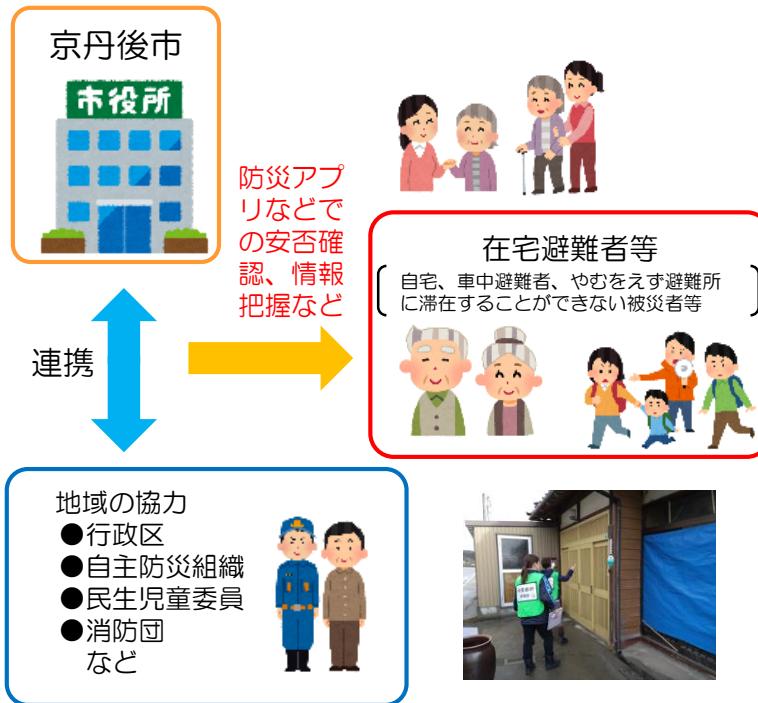
地域住民や自主防災組織との協力により、在宅避難者等の情報を把握することにより、被災時における支援の漏れを防ぎ、迅速で効果的な対応を図る。

【京丹後市地域防災計画への反映】

避難所開設・運営計画

○地域住民や自主防災組織などとも協力し、在宅避難者、車中避難者等に係る情報の把握

在宅避難者等の情報把握にかかる連携のイメージ



LINEでの情報伝達訓練



LINEを活用した安否確認訓練(吉澤区自主防災会)

新旧対照表 (ページ番号)

一般計画編	24
震災対策計画編	21

1 京都府地域防災計画の 修正を踏まえた修正

(2) 在宅避難者等への支援

【背景】

災害時には、在宅避難者等一人ひとりの多様なニーズに応じた支援が重要となる。特に高齢者や障害者、子供、外国人等に対しては、医療、物資、精神的ケア等の支援が必要となるケースがあるため、在宅避難者等への支援を図ることが求められる。

【内容】

避難所にとどまらず、地域全体で在宅避難者等を支える「共助」（地区、自主防災組織）の体制を確保するとともに、在宅避難者等への物資等の支援を推進する。

【京丹後市地域防災計画への反映】

避難所開設・運営計画

- 在宅避難者、車中避難者等に対する物資支援、被災者支援に係る情報提供
- 保健師等による巡回健康相談の実施

被災地の状況

- 在宅避難や車中泊等の場合、避難所と異なり、被災された方の状況把握は難しい
→生活、食事、健康状態など
- 制度支援、物資配布、炊き出しなど行政等のさまざまな支援情報が届きにくい
→支援が遅れがちになる

支援のポイント

在宅避難者の食事状況の確認

支援物資が届いているのか、食事が摂れているのかなど等の確認が必要。
ニーズ把握調査が行われていない場合、他組織と連携し、支援体制を構築する等の仕掛けが必要になる。

- 候補者リスト作成
- アセスメント調査（食事状況）
- 調査結果に基づき見守り、物資支援、配食等検討
- 地域で集まる場の開催（感染症まん延時は注意）

食事支援のニーズがある場合の 物資支援や炊き出し

- 炊き出しは地域の公民館など等の場所を確保し、継続して行われることが望まれる。
- 避難所より広報の難易度が上がるが、地元の支援組織と連携して、多くの人に情報が伝わるように工夫。
- 地元区長や民生委員等の口コミ、コミュニティラジオ等で広報を実施したケースもある。

新旧対照表（ページ番号）

一般計画編	24
震災対策計画編	22

1 京都府地域防災計画の修正を踏まえた修正

(3) 能登半島地震の検証を踏まえた被災地への物資の調達体制の整備

【背景】

能登半島地震において、交通インフラが損傷した地域では、物資を迅速に届けるための手段が限られ、被災者の生活支援が難航した。

【内容】

災害時には、突発的な事象が生じる中、物資調達にあたっては、柔軟かつ迅速に対応することが重要である。能登半島地震の検証結果も踏まえ、国の物資システムの活用、ヘリコプターやドローンを活用するなど、物資調達方法の多様化を図り、迅速な被災者支援を図る。

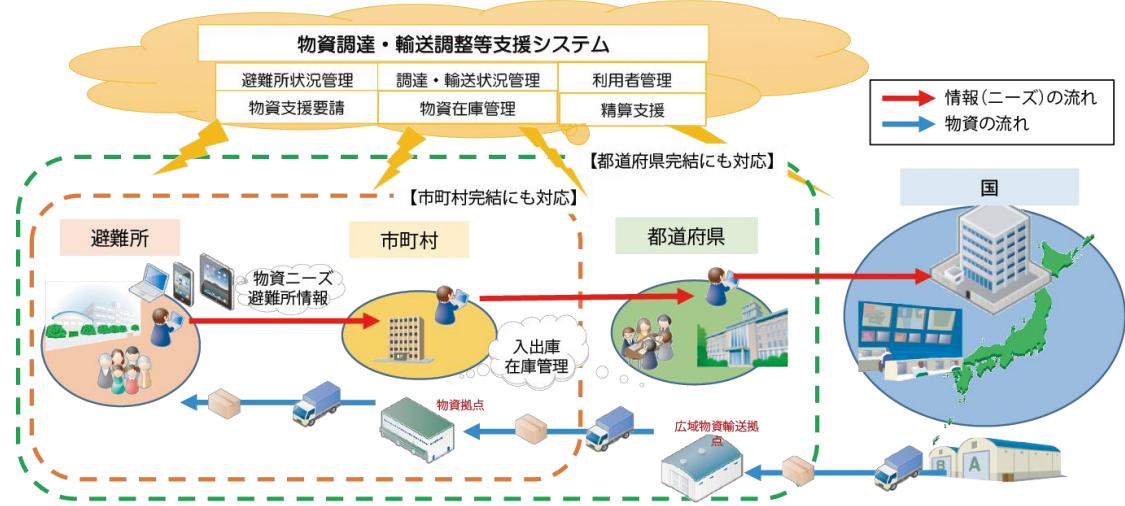
【京丹後市地域防災計画への反映】

食料・生活必需品確保計画

○国の物資システムの活用

○孤立地域への輸送のためのヘリコプター及び無人航空機等の輸送手段の確保

国の物資システム（B-PLo（Busshi Procurement and Logistics support system）概要



【能登町での事例】



▲能登町の物資集積所から道路が遮断された施設まで飛行

○使用されたドローンの特徴

- ・荷物を自動で置き配できる機能を有する
- ・LTE通信対応/FPVカメラ搭載で、遠隔操作が可能
- ・ペイロード5kgまで搭載可能（※）
- ・最大飛行距離20km

※今回持参したバッテリーを使用した際はペイロード最大3.5kg

新旧対照表（ページ番号）

一般計画編	9
震災対策計画編	11、23

1 京都府地域防災計画の修正を踏まえた修正

(4) 能登半島地震の検証を踏まえた避難所の良好な環境の確保

【背景】

能登半島地震において、避難所内が過密化し、衛生面の悪化により感染症のリスクが高まる中、高齢者や障害者、妊婦などの配慮を要する方々をはじめ住民等への支援が不足する場合があった。

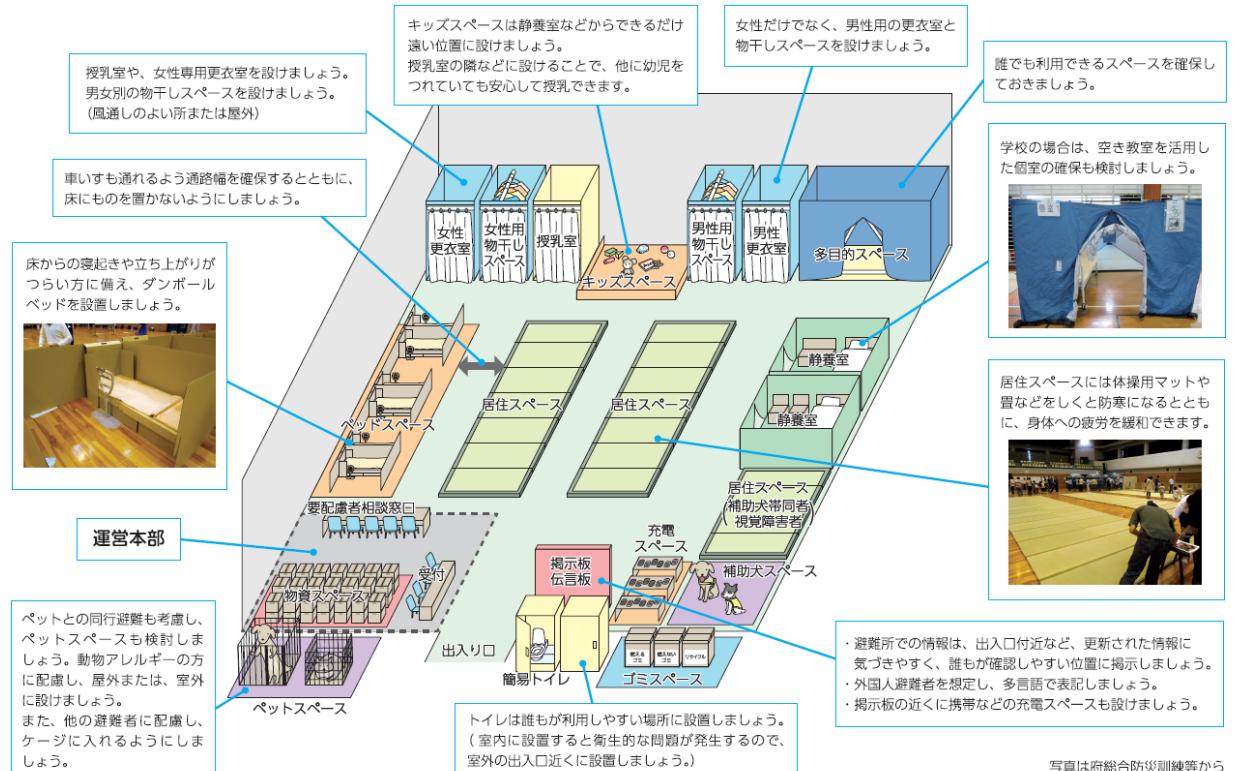
【内容】

避難所の開設・運営において、スフィア基準等に配慮しつつ、避難所におけるプライバシーの確保、良好で衛生的な生活空間を確保し、避難者の安心・安全な避難所生活の確保を図る。

【京丹後市地域防災計画への反映】

避難等に関する計画、避難所開設・運営計画

- 避難所内の空間配置図、レイアウト図等の作成
- パーティションや簡易ベッド等の設置
- 食事や入浴の提供
- 簡易トイレの設置、トイレカーやトイレトレーラーの提供等による快適なトイレ環境の確保



写真は府総合防災訓練等から

出典：京都府「避難所のユニバーサルデザインに向けた取組ガイドライン」



キッチンカー



トイレカー



仮設風呂



パーティション・段ボールベッド

新旧対照表 (ページ番号)

一般計画編	10、11、24
震災対策計画編	10、20

1 京都府地域防災計画の修正を踏まえた修正

(5) 能登半島地震の検証を踏まえた受援体制の整備

【背景】

能登半島地震において、避難所の開設・運営にあたり、他の自治体等からの応援職員等の活動が被災地において多大な支援となり、応援職員等の活動を受け入れるための対策の重要性が改めて認識された。

【内容】

他の自治体等から多くの応援職員等を円滑に受け入れ、避難所の運営等の支援活動にあたっていただくため、応援職員等の宿泊場所や食事の確保等などの受援体制の整備を図る。

【京丹後市地域防災計画への反映】

ボランティア受入計画、救出救護計画

- 応援職員等の宿泊場所を確保するため、ホテル・旅館、公共施設の空きスペースなど宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化
- 被災者支援活動に参加するボランティアの活動拠点、宿泊場所及び食事の確保等について配慮



写真: 令和6年能登半島地震の派遣職員の支援活動



写真: 令和6年能登半島地震における緊急消防援助隊の宿泊状況 (京丹後市消防本部撮影)

新旧対照表 (ページ番号)

一般計画編	19、20、22
震災対策計画編	18、20

2 京丹後市の防災施策を踏まえた修正

(1) 火災予防施策の推進

【背景】

大規模な林野火災（令和7年2月の大船渡市林野火災等）や、地震に伴う火災等が全国各地で発生している中、火災予防のための積極的な取組が求められている。

【内容】

人命や住宅への被害を防ぐとともに、貴重な森林資源を守るため、林野火災注意報、林野火災警報の運用開始により、林野火災予防の実効性を高める。また、住宅等における感震ブレーカーの普及促進に努め、建物火災の未然防止を図る。

【京丹後市地域防災計画への反映】

気象等観測・予報計画、消防組織整備計画及び火災予防計画

- 林野火災警報等の的確な発令による林野火災予防
- 「感震ブレーカー」の普及促進

令和8年1月1日から林野火災注意報・林野火災警報の運用開始！！

林野火災注意報 〈火の使用の制限について努力義務を課す〉

発令基準：前3日間の合計降水量が1mm以下で次の①～③のいずれかに該当する場合

- ①前30日間の合計降水量が30mm以下
- ②乾燥注意報が発表
- ③市長が本市において乾燥注意報発表基準に該当すると認めた場合

※ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合はこの限りでない

林野火災警報 〈火の使用の制限について義務を課す〉

発令基準：林野火災注意報の発令基準に加え、次の①～②のいずれかに該当する場合

- ①強風注意報が発表
- ②市長が本市において強風注意報発表基準に該当すると認めた場合

地震による電気火災対策として「感震ブレーカー」が効果的！

東日本大震災における火災全111件のうち、原因が特定されたものが108件。そのうち過半数が電気関係の出火でした。

新旧対照表（ページ番号）

一般計画編	5、8
震災対策計画編	10

3 時点修正

市の組織改編、災害履歴・気象など、
最新データに更新（資料なし）